

# 大江山鉾山訴訟一審判決

## 事実認定

(京都地裁2003年1月15日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

(2) 原告ら6名の強制連行と強制労働及びその間の生活状況

原告ら6名が、前記の居住地から大江山鉱山に強制的に連行された経緯と、終戦まで同鉱山で労働を強制された状況、さらにその間の生活状況は、次のとおりである。

ア 強制連行の経緯

(ア) 原告劉

原告劉が14歳のとき、小屯村の保長であったおじから塹壕堀のいい仕事があるといわれて、1944年（昭和19年）8月に親戚の趙学新と一緒に、県の役所に申込みに行った。ところが2人は日本の傀儡軍の兵士らに縛られ県の役所の中に閉じこめた。そして2人は新郷の「劳工協会」に連行された。さらに2人は済南まで連行され、そこで施設内に閉じこめられた。同様に閉じこめられていた多くの人々が逃走しようとしたが、試みたものは全員が殺された。原告劉は、恐ろしくて、逃走できなかった。そこから青島に送られた。

(イ) 原告姫

原告姫（連行当時の名は「          」）は、1944年（昭和19年）8月ころ、自由市場に買い物に行ったところ、日本軍に捕まえられた。そしてコーツーチンという町に連行され、翌朝、歩かされて獲嘉県の県城（県庁）に到着した。さらに新郷、済南を経て青島に連れて行かれた。

(ウ) 原告唐

原告唐は、当時結婚後50日ほどしか経っていなかったが、1944年（昭和19年）8月ころ、生活のために県の労働者募集に応じることにして、同じ村の何          と出かけたところ、傀儡軍の兵士によって王朋

庄に連れて行かれた。その後、亢村の役所の庭に20人ほどが押し込められ、鍵をかけられた。そして、傀儡軍の兵士によって原告唐は、有蓋貨車に乗せられて新郷に連行され、次いで石家荘に送られ、さらに、済南の労働者専用の施設に入れられた。中には100人くらいの人だったが、原告唐らより先に収容されていた者が、日本に連行されて働かされることになるかと教えてくれた。逃走する者もいたが、傀儡軍の兵士に銃で撃たれていた。そこから4人ずつ縛られて汽車に乗せられ、青島に向かう際、日本兵が同行していた。

(エ) 原告呂

原告呂は、1944年（昭和19年）8月ころ、村の人から3日くらいの稼ぎ仕事があると騙されて、新郷へ行ったら捕まえられて縛られた。兵隊に監視されて新郷から石家荘に送られ、済南を経て青島に連れて行かれた。

(オ) 原告和

原告和は、1944年（昭和19年）9月ころ、労働者の募集に応じて出かけた新郷へ行かされ、そこから山東省へ行く貨車に乗せられた。貨車には日本兵が乗っていて、自分たちが外に出られないように監視しており、自分たちは日本へ連れて行かれることがわかった。山東省に着くと兵隊に縛られて牢屋のような建物内に閉じこめられた。そこからさらに青島に連行された。

(カ) 何

何は、1944年（昭和19年）8月ころ、父が甲長をしていた関係で、県からの臨時労働者募集（内容は、県に約10日間仕事に行き、毎日連合票10枚を貰えるというもの。）に応募した。村からは、4人が一緒に行き、上記のとおり、原告唐はそのうちの1人であった。ところが、何らは傀儡軍兵に銃で脅されて王朋庄へ連れて行かれ、その後亢村

に連行された。その後の経緯は原告唐と同じである。

(キ) 原告ら6名が連行された青島では、国民党の軍服とゴム底の地下足袋を支給され、捕虜のような服装をさせられた。そして、原告ら6名は、昭和19年10月11日、青島港で日本の貨物船「梓丸」に乗せられ、日本に向かった。船内には約600名の中国人が詰め込まれて輸送された。船内では日本軍に監視された。

出航後、済州島で1泊し、約1週間後に日本の下関に到着した。さらに下関から列車で京都を経て大江山鉱山に連行された。

(ク) 被告会社は上記の強制連行に次のとおり関与した。

a 被告会社は華北勞工協会との間で、昭和19年(民国33年)7月29日、同協会が被告会社に供出する勞工使用についての契約等を交わした。

両者間の合意事項の中には、次のものが含まれていた。すなわち募集供出方法は同協会が華北より勞工適格者を選出し所要地点に終結させ、目的地へ転送する。被告会社は勞工100名につき1名の割合の現場管理人を華北に派遣し、そのうちの引率責任者が勞工の引渡から現場到着まで勞工を管理する。被告会社は供出人員1名につき80円を募集費として同協会に納入する。引き渡す勞工は200名とし、その採用規格は、①身体強健で重筋肉労働に耐えうる者、②年齢は満16歳以上の若年者を優先的に選抜する、③思想的に不良ならざるものを選ぶ、④現地選衝に被告会社が立会うこととする。訓練として、到着後1か月間を訓練期間とし、最初は激務に従事させず、生活指導・日本語指導・団体訓練・作業訓練・現場教育を行う。そのほか労働条件等も具体的に定められていて、賃金額については日額5円とされていた。

b 被告会社の従業員2名が、大江山鉱山で就労させる中国人労働者の

引取のため昭和19年8月7日に中国まで出かけ、同年10月に、済南の収容所で同協会から中国人200人（原告ら6名はこの中に含まれていた。）の引渡を受けた。一行は、同月11日青島から「梓丸」に乗船し、同月19日山口県下関に到着した。そして、上記200人の中国人（大江山鉱山に送り込まれた中国人は、その後に死亡した者があるため人数が減少しているが、以下「大江山関係中国人」と総称する。）は同月21日に大江山鉱山に着いた。

イ 本件強制労働及び原告ら6名の生活状況

被告会社は、大江山鉱山に送り込まれた大江山関係中国人に対し、次のような処遇をした。

(ア) 労働の開始

原告ら6名は、次のとおり大江山鉱山で被告会社のために労働させられたものである。しかし就労するについて、原告ら6名が被告会社と労働契約を交わしたことがなかったことはもとより、就労するかどうかについて意思を確認されたこともなかった。のみならず、本件移入政策において後記のとおり労働条件等に関する具体的な定めがなされていることを説明されたこともなかったし、本件強制労働の期間中この定めに従った取り扱いを受けることもなかった。

(イ) 労働内容

原告ら6名を含む大江山関係中国人は4小隊に分けられた。第1小隊から第3小隊までが、山腹をダイナマイトで爆破し2人1組になって鉱石をトラックで乾燥場まで運ぶ採鉱作業と運搬作業に、第4小隊が鉱石を乾燥させる乾燥作業に従事させられた。

作業時間は1日12時間の定めであったが、実際は早朝の暗いうちから夜遅くなるまで、14時間以上も働かされていた。日本語でされる指示が理解できないでもたつくと、監督から棍棒などで殴られた。

(ウ) 拘束状態

大江山関係中国人の宿舎は、作業現場から数キロ離れた場所にある3棟の掘建小屋があてられ、そこにかためて居住させられた。宿舎の回りは尖った竹と木の板があり、その上は鉄条網が張り巡らされていた。夜間は宿舎の鍵をかけられ、監視員が置かれたので自由に行動することはできなかった。逃走した者もいたが、すぐに捕まえられた。監視員は見せしめのために、逃走者を残りの中国人に殴らせたりした。

(エ) 食糧事情

1日3食はあったが、その内容は大豆粕で作った饅頭（1食につき1個。約100グラム）が主食としてあてがわれた。しかし、質と量の両面で極めて貧弱なものであったため、重労働による空腹を満たすことはできなかった。

(オ) 居住状況

宿舎では、上下2枚の板を通した2段ベッドの1段が各自に与えられた。寝具も十分でなかったため、雪の降るような冬は寒さをしのげなかった。

(カ) 衣服

青島で国民党の軍服をあたえられたが、その後は、作業着や衣服の支給はなかったため、着替えもままならなかった。

(キ) 衛生・医療環境

重労働と貧弱な食事に加えて、衛生状態も極めて悪く、体の具合が悪くなっても、治療を受けることはできなかった。

大江山鉱山では、12人が死亡し、うち1人が自殺で、そのほかは病死（急性大腸炎など）であった。負傷者の正確な数は定かでないが相当数いた。

(ク) 賃金関係

原告ら6名は、終戦以前及び終戦後も、大江山鉱山における労働について賃金の支払を受けたことは一切なかった。

(3) 終戦により原告ら6名が中国に送還された経緯

ア 昭和20年(1945年)8月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾し終戦の詔書を発布するとともに、翌15日にその旨が広く伝えられた。この日から、被告会社は原告ら6名を含めた大江山関係中国人に対して労働の強制をやめた。

イ 原告ら6名は、生存していた大江山関係中国人182人とともに(合計188人)、昭和20年11月29日に長崎県の佐世保に集結させられ、同年12月1日に南風崎から米軍の上陸用舟艇(LST)に乗り、同月上旬に塘沽に着いた。そこから、原告ら6名はそれぞれ自分の住居地に自力で戻った。

(4) 原告ら6名の帰国後の状況

原告ら6名がそれぞれ自宅に戻ってみると、原告劉の母親は精神を病み、原告唐の母は既に死亡しており、原告和の母親は両目を失明していた。それだけではなく、周囲の中国人から、原告ら6名は戦争中に敵国である日本国内において中国に対する侵略行為に協力した人物であると、いわれのない非難をされて精神的な苦痛を受けた。